

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

被告 社会福祉法人 S 会

答 弁 書

平成26年10月1日

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中

〒460-0002 (送達場所)

名古屋市中区丸の内2丁目7番5号

丸の内FSビル3階 木下・岡法律事務所

電話 052(222)3881

FAX 052(222)3880

上記被告訴訟代理人弁護士 (担当)	木	下	芳
同 (担当)	北	條	
同	岡		嗣
同	多	田	裕
同	伊	藤	英
同	山	田	拓
同	高	橋	初
同	若	山	朋
同	今	井	智
同	児	玉	昇
同	大	村	和



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否・主張

1 請求の原因第1「当事者」について

- (1) 第一段落中、被告が障害者自立支援法及び知的障害者福祉法に基づく障害者支援施設を経営する社会福祉法人であることは認める。
- (2) 第二段落中、訴外鶴田早亨（以下「亡早亨」という）が平成25年3月22日当時 H に入所していたこと、同日亡早亨が死亡したことは認め、死亡の原因は概ね認める。
- (3) 第三段落は不知。

2 請求の原因第2「早亨の人生」について

- (1) 1「家族構成」は不知。
- (2) 2「経歴」のうち、亡早亨が平成18年7月に入所したとの主張について、亡早亨が同月に H を短期介護利用したことは認め、入所契約が同月に締結されたとの趣旨であれば否認する。その余は不知。
- (3) 3「 H に入所した理由」について

ア 亡早亨が平成18年7月に H に入所したとの主張については上記のとおりである。

なお、入所契約は平成19年3月に締結されているが、亡早亨は平成14年に何度か H を短期介護利用しており、平成18年6月に亡早亨の母から入所希望があったものの、当時は定員がいっぱいであったため平成18年7月23日から24日に短期介護を利用し、その後も同年11月17日から入所まで短期介護を繰り返し継続して利用していた。そして、定員に空きが出たため平成19年3月に入所契約を締結するに至った。

イ その余は不知。

(4) 4「入所者の家族と施設側との関係」について

ア 入所時の現場責任者がYS 理事であったこと、その後HR 職員に変更されたことは認め、その余の事実は不知、意見は争う。

イ 亡早亨の保護者（原告、亡早亨の母）との面談時、保護者らは被告に対し、亡早亨に対しては職員が常にマンツーマンで対応してほしい旨を要望していたが、多数の利用者がいる施設ではそのような対応は難しい

旨をその都度説明している。また、保護者の来所、面談時の質問にはひとつひとつ返答しており、亡早亨の H での生活状況についても詳細に説明し、理解を得ている。

(5) 5 「1回目の抜けだし」について

ア 平成22年11月28日に、亡早亨が公園への散歩中に付近のセブンイレブンで代金を支払うことなく商品の菓子を食べたこと、当日には保護者に報告していないことは認め、亡早亨の母が後日施設を訪れた際に報告したこと、HRが亡早亨の母を叱ったこと、施設側の管理に問題がなかったか検討がされなかったことは否認する。

イ 被告は報告のため同年11月29日に母に電話をかけたものの繋がらず、11月30日に再度電話をかけて報告を行った(乙2-2)。

また、亡早亨が散歩中に入所者の集団を抜け出したことは、Hで設置しているヒヤリハット委員会に当日中に報告がなされ、要因分析、その後の是正処置について検討し、是正処置は翌平成23年6月30日に完了報告がなされるまで徹底され、同様の事例は発生しなかった(乙2-1)。

(6) 6 「母の死亡」は不知。

3 請求の原因第3「本件事故の経過」について

(1) 1 「本件事故」は概ね認める。

(2) 2 「原告が駆けつけた時の状況」のうち、救急隊が到着した時に既に亡早亨が心肺停止状態であったこと、その後意識が戻らなかったこと、医師から心肺停止状態になった際の対応について説明があったことは認め、その余は不知。

4 請求の原因第4「事故後の経緯の概要」について

(1) 1 「葬儀など」は認める。

(2) 2 「事故状況説明会」について

ア 平成25年4月10日に原告、亡早亨の叔母がHに来所し、被告職員5名を交えて退所の手続を行ったことは認め、「事故状況説明会」と称したことは否認し、被告側が反省も謝罪の気持ちも全く表さなかったことは否認ないし争う。

イ 同日の集まりでは、主として退所届の記入と、療育手帳、診察券、障害福祉サービス受給者証、通帳、印鑑、現金1万6325円、金銭出納帳の原告らへの返還が行われ、Hでの亡早亨の写真を手渡した。また、被告側の5名の出席者全員で原告らの話を聞き、謝罪を行った。

(3) 3「第1回目の話し合い」については概ね認める。このときも被告は原告らに亡早亨のアルバムを手渡した。

(4) 4「第2回の話し合い」について

ア 平成25年7月22日に話し合いがもたれたこと、被告側が1800万円を提示したことは認めるが、同日が第2回の話し合いであったこと、「これが最終回答」と述べたことは否認する。

イ 同年5月17日の話し合いの後、原告から被告に電話があり、知り合いの人を連れて行って話し合いがしたいので日程を調整したいとの申出があった。原告の希望で5月30日に話し合いが設定され、当日、原告には訴外落合幸次が同行した(乙3)。

(5) 5「通知書の発送」6「被告の回答」7「交渉」は認める。

5 請求の原因第5「責任原因」について

(1) 1「債務不履行責任」について

ア 被告が本件事故当時原告に対し亡早亨にかかる安全配慮義務を負っていたことは否認する。本件事故当時の入所契約は亡早亨を利用者、その母を保護者として締結されており(乙1-1)、原告は契約当事者ではない。

イ 亡早亨の姿がみえなくなった後、コンビニやスーパーを探すのが遅れたことは否認し、被告が入所契約上亡早亨から常に目を離さない義務を負っていたことは否認ないし争い、被告が亡早亨に対する安全配慮義務を怠ったことは争う。

亡早亨が施設内にいないことが判明した後、施設外へ捜索に向かった職員は、まず、以前に入ったことのあるセブンイレブンへ向かっている(甲8号証2頁目「10時15分頃」の項)。

(2) 2「不法行為責任」は争う。

(3) 原告主張の責任原因については、下記求釈明事項に対する回答を待つて

詳細に反論する。

6 請求の原因第6「損害額」について

- (1) 1「早亨に生じた損害」は争う。
- (2) 2「相続」は認める。
- (3) 3「近親者固有の慰謝料」4「弁護士費用」5「損害」は争う。
- (4) 6「既払い金，損益相殺」について，被告加入の保険から損害保険金300万2400円，弔慰金100万円が支払われたことは認める。
- (5) 7「最終の損害額」は争う。
- (6) 原告主張の損害については追って詳細に反論を行う。

7 請求の原因第7「本件の提起する本質」について

いずれも事実は不知，意見は知らないし争う。

8 よって書きは争う。

第3 求釈明事項

1 債務不履行責任について

- (1) 原告は、「被告は、原告及び早亨に対して，入所利用者である早亨の必要な保護を行い，その生命，身体の安全確保に配慮する安全配慮義務を負担している」として，「(1) 目を離さないようにと言われていたにもかかわらず，担当職員が早亨から目を離したこと」「(2) 早亨が出入り口付近にいたにもかかわらず，扉の開閉時に利用者が抜け出さないように人を置くなどの配慮を怠ったこと」「(3) 以前にも同じようなことがあったので，抜け出した早亨が食べ物が並んでいるお店に行くことは容易に推測できたにもかかわらず，コンビニやスーパーを探すのが遅れたこと」という点で安全配慮義務違反がある旨主張する（請求の原因第5の1，訴状8頁）。

- (2) この点，原告が主張する契約上の安全配慮義務の具体的な内容について，特に次の点に留意して明らかにされたい。

ア 上記(1)について，「目を離さないように」が契約上の義務の内容となっていたとの趣旨か。

また，「目を離さないように」とは具体的に何を求めるものか。例として，常時亡早亨1名に対し1名の職員を配置せよとの趣旨か。

イ 上記(2)について，「扉の開閉時に利用者が抜け出さないように人

を置くなどの配慮」が契約上の義務の内容となっていたとの趣旨か。

また、かかる配慮は、本件事故当日のみに求める趣旨か、入所期間全部について求める趣旨か。

2 不法行為責任について

原告は、不法行為責任について「早亭は、被告の事業の執行につき、死亡したものであるので、被告は民法715条に基づく責任を負う」と主張するが（請求の原因第5の2，訴状8頁），原告が主張する被告の不法行為の具体的内容が明らかでないので、これを明らかにされたい。

以 上